



坪生駐在所

福山東警察署 084-927-0110



自転車の安全利用の促進

自転車マナーアップ強化月間：令和8年5月1日（金）～5月31日（日）
自転車マナーアップスローガン：ヘルメット 命のお守り 忘れずに

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左側を通行するのが原則です。
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認して通行しましょう。
- ③ 夜間はライトを点灯
歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも必ずライトを点灯しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止
自転車は車の仲間です。飲酒運転は法律で禁止されています。絶対にやめてください。
- ⑤ ヘルメットを着用
事故による被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう



空き巣や空き家に対する盗難に注意！！

民家に住人がいないときを狙って侵入し、金品等を盗む「空き巣」の被害や、空き家に置かれている物を盗まれる被害が増加しています。

被害に遭わないために、次のことに気を付けてください。



- 玄関や窓には必ず鍵をかける
(2重ロック・防犯フィルム等でさらに安心です)
- 建物の周囲を整理整頓
(道路からの見通しを確保！犯人が嫌がります)
- 防犯カメラやセンサーライト等の防犯設備を活用
- 夜間は玄関等を常時点灯